

令和3年4月から

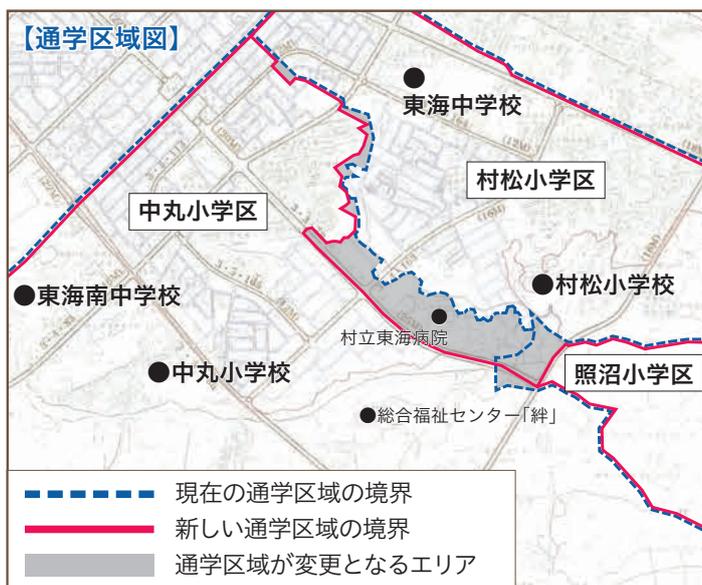
村立小中学校の通学区域が一部変更となります

水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業が進んだことを受け、令和3年4月1日から、本事業周辺の村立小中学校の通学区域が、右図のとおり一部変更となります。▽変更に伴い、お子さんが現在通学している小中学校が変わることはありません。

▽通学区域が変更となるエリア(右図■部)にお住まいで、かつ現在指定校を変更して学区外の小中学校に通っている方は、今後、変更の申請は不要となります。

ご不明な点がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】学校教育課企画総務担当(☎282-1711 内線1412)



「あおり運転」は犯罪です！

妨害運転(あおり運転)に対する罰則が創設されました

6月に道路交通法が改正され、妨害運転(あおり運転)に対する罰則が創設されました。これにより、他の車両等(自転車含む)の通行を妨害する目的で一定の違反を行うことは、厳正な取り締まりの対象となります。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1456)

違反した場合は…

▽3年以下の懲役または50万円以下の罰金

▽違反点数25点

▽免許取り消し(欠格期間2年(前歴や累積点数がある場合には最大5年))が科せられます。

さらに、当該違反行為(妨害運転)により著しい交通の危険を生じさせた場合は、

▽5年以下の懲役または100万円以下の罰金

▽違反点数35点

▽免許取り消し(欠格期間3年(前歴や累積点数がある場合には最大10年))が科せられます。

あおり運転の被害に遭ったときは…

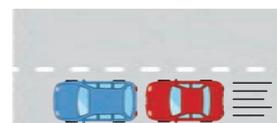
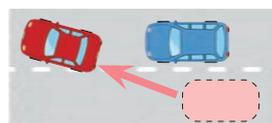
まずは落ち着いて安全な場所に停車し、次の点に注意して「110番通報」をしましょう。

▽駐車場など、事故にならない場所に停車する。

▽高速道路では、路肩に停車せず、サービスエリアやパーキングエリアに避難する。

▽相手の挑発に乗らず、ドアをロックして、車外に出ないようにする。

【あおり運転の例】



トラブルを防ぐために…

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちで安全運転を！

運転時は周囲の車の動きに注意し、相手への思いやりとゆずり合いの気持ちを持つことが大切です。事故防止のために、前の車が急に止まっても追突しないよう、安全な速度と車間距離を心掛けましょう。またトラブルを未然に防ぐために、ドライブレコーダー等を活用しましょう。